

※ 2025 年度事業報告の附属明細書について

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34 条第3 項に規定する事業報告の附属明細書として記載すべき「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しませんので作成しておりません。